

## 明石工業高等専門学校学寮規程

### (目的)

第1条 この規程は、明石工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第61条第2項の規定に基づき、学寮の運営その他必要な事項を定める。

2 学寮は、寮生の勉学に適する環境において、規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資することを目的とする。

3 本校の学寮は、潮寮と称する。

### (学寮の管理運営の責任者等)

第2条 学寮の管理運営責任者は、寮務主事とする。

2 寮務主事は、校長の命を受けて学寮の管理運営に当たる。

第3条 削除

第4条 削除

### (学寮委員会)

第5条 学寮の管理運営に関する具体的な事項を審議し、その円滑な運営を図るため、学寮委員会を置く。

2 学寮委員会については、別に定める。

### (入寮願)

第6条 入寮を希望する学生は、入寮願に所定の書類を添え、寮務主事を經由して校長に願い出るものとする。

### (入寮許可)

第7条 入寮の許可は、寮務主事の選考に基づいて、校長が行う。

### (入寮手続)

第8条 入寮を許可された者は、指定の期限までに寮務主事を経て校長に入寮誓約書及び手続き書類を提出しなければならない。

2 所定の期限までに前項の手続を完了しないとき、又は虚偽の申告に基づいて入寮の許可を受けたことが判明したときは、校長は、速やかに許可を取り消すものとする。

3 入寮の時期は、学年初めとする。ただし、校長が認めた場合には、学年途中に入寮を認めることがある。

4 寮生の居室は、寮務主事が指定する。

### (寄宿料)

第9条 寄宿料は、所定の日までに納付しなければならない。

2 その他寄宿料については、本校学則第8章の定めるところによる。

### (光熱水料等の負担)

第10条 食費その他生活に必要な光熱水料等は、寮生の負担とする。

2 寮生は、前項の光熱水料等について、学校の定める額を所定の日までに校長が指定する者に納付しなければならない。

### (施設保全の義務)

第11条 寮生は、居室、共同施設その他学寮の施設を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号に定めるところに誠実に従わなければならない。

- (1) 居室を、居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室には、無届で寮生以外の者を入室させないこと。
- (3) 居室には、寮生以外の者を宿泊させないこと。
- (4) 居室に、寮務主事の許可なくして工作を加えないこと。
- (5) 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- (6) 学寮に、寮務主事の許可なくして掲示等をしないこと。
- (7) 故意又は過失により施設設備等滅失、き損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- (8) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学寮施設の管理運営上の必要からする学校の指示に忠実に従い、積極的に協力すること。

(共同生活の自主的規律)

第 12 条 寮生は、学寮設置の本旨に従い、学寮における日常生活上の具体的問題を共同して処理し、これを自主的に規律するため、校長の承認を得て、自治組織を結成することができる。

(退寮手続)

第 13 条 退寮を希望する学生は、事前に保護者等連署のうえ寮務主事を經由して校長に願い出るものとする。

2 退寮するときは、居室その他居室に附属する設備等について校長の指定する教職員の検査を受けなければならない。

3 退寮した者には、原則として再入寮を許可しない。ただし、しかるべき理由があり、学寮委員会の議を経て校長が認めた場合は、再入寮を認めることがある。

(処分)

第 14 条 寮生が次の各号の一に該当するときは、校長は退寮、又は他の処分を行う。

(1) 3 か月以上寄宿料又は第 10 条に定める経費の納入を怠ったとき。

(2) 風紀を乱す行為があったとき。

(3) 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。

(4) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めるとき。

(5) 入寮許可の条件として定める在寮期限を超えることとなるとき。

(6) 停学を命ぜられたとき。

(7) その他、学寮の管理運営上支障をきたす行為があったとき。

(8) 学寮における処分基準は、別表のとおりとする。

(寮生以外の者の立入り及び宿泊)

第 15 条 学寮は、寮生以外の者の建物内への立入り及び宿泊を禁止する。ただし、寮務主事が立入り及び宿泊の必要性を認めた場合は、校長の許可を得てこれを認めることができる。

2 敷地内へ立ち入る場合は、寮務主事の許可を必要とする。

(懇談会の開催)

第 16 条 学寮における日常的、具体的な問題の処理について意見を交換し、教職員及び学生の相互の理解を深めるため、寮務主事は、校長の承認を得て適宜懇談会を開催するものとする。

(実施規程)

第 17 条 この規程の実施に関し、必要な細則等は別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

2 明石工業高等専門学校学寮規則（昭和 37 年 10 月 10 日施行）は、廃止する。

(この間の附則省略)

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日）

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 9 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 29 日）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 11 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 10 日）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

学寮における処分基準 (目 安)

違反行為等の内容	学寮での処分内容	備考
3か月以上にわたる寄宿料又は第10条に定める経費の未納入	退寮または寮務主事嚴重注意	第14条(1)、行為内容により検討する
異性寮への立入り及び招き入れ	退寮	第14条(2)、(3)
寮生以外の無断招き入れ	退寮	第14条(2)、(3)
寮内での酒・たばこ・違法薬物等の所持	退寮	第14条(2)、(3)、年齢は問わない
他者所有物の無断使用	寮務主事嚴重注意	第14条(2)、(3)
他寮生の学習妨害, 消灯後の睡眠妨害	寮務主事嚴重注意	第14条(2)、(3)
学寮内での風紀を乱す行為、共同生活の秩序を乱す行為、学寮委員会が不適切と判断した行為	退寮または寮務主事嚴重注意	第14条(2)、(3)、行為内容により検討する
動物やペットの飼育	寮務主事嚴重注意	第14条(4)
保健衛生上共同生活に適さないと認められる場合、授業への出席不良や起床指導を繰り返し受ける等、自立した行動ができない場合	退寮または寮務主事嚴重注意	第14条(4)、行為内容により検討する
閉寮期間中の無許可での在寮や寮内への私物の残置	退寮または寮務主事嚴重注意	第14条(5)、行為内容により検討する
学校にて停学以上の懲戒処分となる違法又は迷惑行為等	退寮または寮務主事嚴重注意	第14条(6)、行為内容により検討する
点呼後の無断外出	退寮	第14条(7)
無断外泊	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
外泊届提出忘れ・外泊届取り消し忘れ	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
不正点呼(代返, 代返依頼)	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
車両の無断乗入れ	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
居室のカギ複製	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
設備、備品の改造・汚損・破損	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
外泊届承認後の無断在寮	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
重要書類提出忘れ (提出時に寮務主事印が必要な書類)	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
点呼時不在・門限(22:00)後の無断帰寮	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
禁止物品の持ち込み	寮務主事嚴重注意	第14条(7)
学寮の管理運営上支障をきたす行為	退寮または寮務主事嚴重注意	第14条(7)、行為内容により検討する

\* 学校の懲戒処分で停学となった場合および処分審議のための自宅待機となった場合、その期間中は寮の敷地内に入ることができない。

\* 寮務主事嚴重注意が通算4回目となった時点で退寮とする。ただし、最後に寮務主事嚴重注意を受けた日から一年間、寮務主事嚴重注意を受けなかった場合には、通算回数を0回に戻す。

\* 違反行為を繰り返した場合や違反行為の状況において上記基準に符合しない場合は、処分内容の軽重を学寮委員会で審議する。